

株 主 各 位

東京都中央区日本橋馬喰町一丁目4番16号

岩崎電気株式会社

代表取締役社長 渡邊文矢

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月26日（木曜日）午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成26年6月27日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都中央区日本橋富沢町11番12号
サンライズビル 3階コンベンションホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第99期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで) 事業報告、
連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件
2. 第99期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)計算書類
報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役6名選任の件 |
| 第4号議案 | | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | | 役員退職慰労金支給の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.iwasaki.co.jp/>)に掲載させていただきます。
 - ◎ 当日会場では空調や照明などの節電を実施させていただく予定であるとともに、軽装(クールビズ)にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申しあげます。

(提供書面)

事業報告

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当期における世界経済は、米国において緩やかな景気回復基調が続き、ユーロ圏においても平成25年10-12月の実質GDP成長率が3四半期でプラス成長を維持するなど、回復の兆しがみられました。一方、中国経済は、GDP成長率が7%台に留まり、景気減速感が拭えない状況で推移しました。

国内においては、経済政策、金融緩和策を受けた円安傾向と株価の回復を背景に経済環境の好転、景気回復に明るい兆しがみえてきた中、更に第4四半期においては消費税増税による駆け込み需要の盛り上がり等、景況感の改善が幅広く波及している姿が示されました。

このような状況の下、当社グループは、全社重点事業戦略として、「固体照明(LED、有機EL)事業の強化拡大」「光応用技術の深掘りによる事業の創造」「海外事業の拡大」に取り組んでまいりました。照明事業では、省エネ・節電意識の高揚から需要が拡大しているLED照明事業に経営資源を投入し、屋外用照明器具を中心に品揃えの強化を図りました。また、光応用事業では、トンネル非常警報システムや道路情報システムを主力とする情報機器商品について、改修案件が増加した影響等を背景に受注件数の拡大に取り組みました。

これらの結果、売上高は57,030百万円(前年度は52,062百万円で9.5%の増加)、営業利益は2,437百万円(前年度は905百万円で169.3%の増加)、経常利益は2,109百万円(前年度は548百万円で284.8%の増加)、当期純利益は1,439百万円(前年度は471百万円で205.0%の増加)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

<照明>

照明事業では、省エネ性の高い機器の需要が拡大している中、LED照明事業は売上高、営業利益とも堅調に推移しました。当社グループは、快適な照明環境と高い省エネ効果が得られる照明機器の開発を推進し、LEDの特性を最大限に引き出すLED専用器具の開発と、既存器具の利用が可能なLED照明商品の開発に注力してまいりました。カテゴリー別には道路・トンネル、街路、防犯灯、投光器、高天井・施設用などを中心に新商品をリリースし、各地域での内覧会・技術セミナーを継続して実施することで、省エネ商品の積極的な訴求を展開いたしました。一方で、HIDを主力とする従来型照明事業は、LED化の動きを受けて需要の落ち込みが継続しておりますが、下落幅は当初の見込みよりも小幅に留まったことから業績の下支えとなりました。

これらの結果、売上高は40,123百万円（前年度は36,253百万円で10.7%の増加）、営業利益は4,005百万円（前年度は2,619百万円で52.9%の増加）となりました。

<光応用>

光応用事業は、情報機器事業について、東日本大震災以降、高速道路における道路情報板の有効活用が見直されてきていることや、機器の改修案件が増加している背景から、売上高は堅調に推移しました。また、その他の事業では、半導体、FPD（フラットパネルディスプレイ）関連メーカーを中心とした設備投資、研究開発投資について、海外では一部回復への兆しが見えているものの、国内においては依然本格回復までには至っておらず、売上高、営業利益とも伸び悩みました。また、平成26年6月末に事業撤退をすることとしたプロジェクト用映像光源事業は、大幅に出荷数量が減少したことにより、売上高は前年を大きく下回りました。

これらの結果、売上高は16,967百万円（前年度は15,869百万円で6.9%の増加）、営業利益は150百万円（前年度は営業損失17百万円で168百万円の改善）となりました。

② 設備投資の状況

当期中に行いました設備投資は1,221百万円であり、その主なものは照明事業971百万円、光応用事業250百万円であります。

③ 資金調達の状況

当期中に行いました資金調達は、一部長期借入金の借り換えであります。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第96期 (平成22.4.1から 平成23.3.31まで)	第97期 (平成23.4.1から 平成24.3.31まで)	第98期 (平成24.4.1から 平成25.3.31まで)	第99期(当連結会計年度) (平成25.4.1から 平成26.3.31まで)
売上高(百万円)	54,158	53,269	52,062	57,030
経常利益(百万円)	2,585	1,197	548	2,109
当期純利益(百万円)	1,731	414	471	1,439
1株当たり当期純利益	23円34銭	5円58銭	6円34銭	19円35銭
総資産(百万円)	62,620	61,486	60,959	67,473
純資産(百万円)	20,302	20,788	22,081	23,110

(3) 重要な親会社および子会社の状況

重要な子会社の状況

名 称	所在地	資 本 金	議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社アイ・ライティング・システム	東京都中央区	300 百万円	60.0	照明機器の 製造販売
アイグラフィックス株式会社	東京都墨田区	180 百万円	95.8 (12.0)	光応用機器の 販売
株式会社つくばイワサキ	茨城県 桜川市	100 百万円	100.0 (34.4)	照明機器の 製造
エナジー・サイエンス・インク	米国マサチュー セッツ州	18,400 千米ドル	100.0	電子線照射装置の 製造販売
アイ・ライティング・インターナショナル・オブ・ノースアメリカ・インク	米国 オハイオ州	18,786 千米ドル	100.0	照明機器の 製造販売

(注) 議決権比率欄の()は、間接所有による内数であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、全社重点事業戦略として引き続き「固体照明（LED、有機EL）事業の強化拡大」「光応用技術の深掘りによる事業の創造」「海外事業の拡大」の3項目を掲げて推進してまいります。

照明事業においては、従来型照明事業からLED照明事業に軸足を移し、LED照明を今後の事業の柱と位置づけ、省エネ、省電力型商品の市場投入を積極的に行い、競争力の強化を図ってまいります。また、従来型照明事業では、今後も減少傾向が続くと見込まれる中で、HID器具は既存経営資源を有効に利用しながらLEDにシフトし、HID光源はメンテナンス需要の取込み等によるボリューム確保を行うとともに、コスト抑制対策を実行し利益の維持を図ってまいります。

光応用事業においては、中長期的な拡大を図っていくために、「殺菌・滅菌事業の拡大」「環境改善分野の事業展開の推進」「FPD関連（光配向・有機EL）事業の拡大」「商品・市場の絞込み、新規市場開拓」の4項目を重点戦略として進めてまいります。

海外事業の拡大については、現地の規格に適合したLED製品の海外生産体制を強化し、北米、シンガポール、上海の現地法人を中心とした販売を推進してまいります。

当社グループは、これらの課題に対応するため、市場の変化に即応した人材最適化およびグローバル展開のための人材育成、プロジェクトチームの積極的な活用によるテーマ推進を行い、グローバル視点での知財戦略、調達戦略を強化してまいります。さらに、将来の事業の柱を積極的に探究するため、研究開発およびマーケティング分野への経営資源の配分を重視してまいります。

当社は平成26年8月18日に創立70周年を迎えますが、これらの経営施策を着実に展開し、保有技術の強化と新規事業への展開を通して80周年、100周年と持続的に成長できる企業体質の構築を図り、企業価値の向上を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

当社グループの事業および主要製品は下記のとおりであります。

事業区分	主要製品等	販売実績による構成比
照明事業	照明用高輝度放電灯、安定器、LED、 施設用照明器具・装置、白熱灯、その他 一般照明	70.3%
光応用事業	特殊用途用光源・器具（映像用光源、水 質浄化、殺菌、改質硬化、医療等） 電子線照射装置（改質、滅菌等） 情報機器（道路情報装置、IT、電子部 品等）	29.7%

(6) 企業集団の主要拠点等（平成26年3月31日現在）

当 社	本 社	東京都中央区
	生産事業所	埼玉製作所（埼玉県行田市） 川里工場（埼玉県鴻巣市） 本庄工場（埼玉県児玉郡上里町）
	販売事業所	東京営業所（東京都中央区） 大阪営業所（大阪府大阪市）
	そ の 他	ショールーム（東京都中央区）
株式会社アイ・ライティング・システム	本 社	東京都中央区
	生産事業所	埼玉製作所（埼玉県鴻巣市）
アイグラフィックス株式会社	本 社	東京都墨田区
株式会社つくばイワサキ	本 社	茨城県桜川市
エナジー・サイエンス・インク	本 社	米国マサチューセッツ州
アイ・ライティング・インターナショナル・オブ・ノースアメリカ・インク	本 社	米国オハイオ州

(7) 使用人の状況（平成26年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
照 明	1,328 (122) 名	△28 (△2) 名
光 応 用	685 (53) 名	△26 (△7) 名
全 社 (共 通)	48 (2) 名	△5 (2) 名
合 計	2,061 (177) 名	△59 (△7) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,014 (109) 名	△19 (△2) 名	43.6歳	19.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成26年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,980百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,900百万円

(注) 1. 上記金額には、社債（私募債）の未償還額を含んでおります。

2. 当連結会計年度末日において1,500百万円のコミットメントライン契約を締結しておりますが、借入実行残高はありません。

なお、この協調融資団は、下記のとおりであります。

株式会社みずほ銀行（主幹事）

株式会社三井住友銀行

株式会社横浜銀行

株式会社りそな銀行

株式会社三菱東京UFJ銀行

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成26年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 239,000,000株
- ② 発行済株式の総数 78,219,507株（自己株式3,839,390株を含む）
- ③ 株主数 8,632名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,186千株	4.28%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,158	4.25
株式会社みずほ銀行	2,838	3.82
株式会社三井住友銀行	2,686	3.61
株式会社損害保険ジャパン	1,984	2.67
明治安田生命保険相互会社	1,800	2.42
岩崎電気協力会持株会	1,633	2.20
アイランプ社員持株会	1,421	1.91
積水樹脂株式会社	1,217	1.64
日本土地建物株式会社	1,213	1.63

(注) 1. 信託銀行各社の持株数は、信託業務に係る株式数であります。

2. 当社は自己株式を3,839,390株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は、自己株式3,839,390株を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状 況

① 取締役および監査役の状況（平成26年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長（代表取締役）	渡 邊 文 矢	
取 締 役	井 上 雅 伸	アイグラフィックス株式会社取締役副社長
取 締 役	藤 井 英 哉	株式会社アイワン代表取締役社長
取 締 役	木 田 喜 正	執行役員 兼 国内営業本部長 兼 株式会社ライトキ ューブ代表取締役社長
取 締 役	五月女 和 男	執行役員 兼 製造統括本部長
取 締 役	加 藤 昌 範	管理本部長
取 締 役	高 須 利 治	
監 査 役（常勤）	山 内 則 明	
監 査 役（常勤）	合 間 一 衛	
監 査 役	山 城 興 英	清和総合建物株式会社 代表取締役副社長
監 査 役	山 崎 正 之	

- (注)
1. 取締役 高須利治氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役 山城興英、山崎正之の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役 高須利治、監査役 山崎正之の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
 - ・平成25年6月27日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって、渥美益明氏および川尻達之氏は任期満了により取締役を、また兵頭宏和氏は監査役をそれぞれ退任いたしました。
 - ・平成25年6月27日開催の第98回定時株主総会において、加藤昌範氏が取締役に、また山崎正之氏が監査役にそれぞれ選任され、就任いたしました。
 5. 当社は執行役員制度を導入しておりますが、取締役兼務者以外の執行役員は以下の4名がおります。
伊藤義剛氏、稲森真氏、有松正行氏、星野治彦氏

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	9名 (1)	131百万円 (7)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	5 (3)	40 (9)
合 計	14	172

(注) 使用人兼務取締役の使用人給与相当額は、支給していないため含まれておりません。

③ 社外役員に関する事項

- 1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
社外監査役 山城興英氏は清和綜合建物株式会社の代表取締役副社長を兼務しております。なお、当社と清和綜合建物株式会社との間には特別な関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会および監査役会への出席状況

		取 締 役 会		監 査 役 会	
		開 催 回 数	出 席 回 数	開 催 回 数	出 席 回 数
取 締 役	高 須 利 治	10回	10回	— 回	— 回
監 査 役	兵 頭 宏 和	3回	3回	4回	4回
監 査 役	山 城 興 英	10回	10回	12回	12回
監 査 役	山 崎 正 之	7回	7回	8回	8回

(注) 平成25年6月27日開催の第98回定時株主総会において 監査役 兵頭宏和氏は任期満了により退任し、監査役 山崎正之氏は同総会において選任されたため、取締役会および監査役会の出席回数が他の社外監査役と異なります。

- ・取締役会および監査役会における発言状況

社外取締役 高須利治氏は当事業年度に開催された全ての取締役会に出席し、社外監査役 山城興英氏においては、当事業年度に開催された取締役会および監査役会全てに出席し、ともに適宜議案審議等に必要な発言と当社に経営上有益な意見を述べております。また、平成25年6月27日開催の第98回定時株主総会において退任した社外

監査役 兵頭宏和氏は退任時まで、かつ第98回定時株主総会において選任された社外監査役 山崎正之氏においては監査役に選任後、開催された取締役会および監査役会全てに出席しており、両氏とも適切で様々な助言・提言を行なっております。

3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	50百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制について、平成26年3月24日
開催の取締役会において、以下の内容で改定決議しております。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 取締役が法令及び定款を順守して職務を執行する体制を確保するため、取締役会は企業理念及び行動規範を定めるとともに取締役会規程、職務分掌規程、職務権限規程等の諸規程を制定します。
 - 2) 取締役の業務執行に当たっては、取締役会及び組織横断的な各種会議体で、法令及び定款への適合を含め総合的に検討したうえで意思決定を行います。また、これらの会議体への付議事項を定めた規程に基づき、適切に付議します。
 - 3) 取締役は取締役が法令及び定款を順守して職務を執行する体制を確保するため、コンプライアンスコミッティーを設置し、使用人の日常業務における法令等への違反が起きないよう教育・指導・監視を行い是正案を検討実施します。
 - 4) 社外取締役は取締役会に出席し、決議内容が法令及び定款に違反していないか監視するとともに、その他の機会において業務執行に対する監督機能を担い、客観的な立場から経営の判断やアドバイスを行います。
 - 5) 監査役は取締役会等の重要会議に出席し、その決議等が法令及び定款に違反していないか、また職務権限に基づく決裁事項が法令等に違反していないか調査し、是正及び改善を求めます。
 - 6) 独立役員を選任することにより、一般株主の利益の保護を図り、経営の透明性と客観性の確保を行います。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び文書取扱基準等の社内規程に従い、各担当部署に適切な保存及び管理させています。
 - 2) 取締役及び監査役は、取締役会議事録及び決裁書等の重要な文書を常時閲覧できます。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は取締役会及びTMC等の会議体における慎重な審議ならびに決裁手続の適正な運用により事業リスクの管理を行います。
- 2) リスクマネジメント規程に従い、製品品質・安全・知的財産、環境、労務等に関するリスクならびにコンプライアンスについては所管する責任部署においてリスクの把握、予防に取り組むとともに、リスク情報を一元的・網羅的に収集・評価し、重要リスクを特定するとともに、その重要性に応じてリスクへの対応を図る体制を構築しています。その重要なリスクは遅滞なく取締役会に報告します。
- 3) 災害に対しては防災規程に従い、定期的に教育・訓練を行うとともに、有事の際、速やかに対処できる体制を構築しています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会は、代表取締役及びその他の業務執行取締役ならびに執行役員の職務の分担を明確化し、意思決定の迅速化を図るとともに、職務の執行状況を監督しています。
- 2) 取締役会は職務分掌規程、職務権限規程、その他諸規程・基準を制定することで、各職位の責任と権限を定めることにより取締役の適正かつ効率的な職務執行体制を確立しています。
- 3) 取締役は、半期・年度計画を策定し、当該計画に基づく各執行部の活動の進捗状況について、各担当取締役及び執行役員等による定期報告によって確認・検証し、その対策を立案・実行しています。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) コンプライアンスコミッティーは、使用人が法令及び定款を順守して職務を執行する体制を確保するために、小委員会を組織しコンプライアンスに関する研修を行うことにより、使用人がコンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成しています。
- 2) コンプライアンスコミッティーは、問題発生時の調査と対応について、問題の性質により、担当部署に適宜委嘱し監督指導します。使用人にコンプライアンスに反する行為が認められた場合、遅滞なく取締役会及び監査役に報告します。
- 3) 営業部門においては特に独占禁止法を順守しての職務執行体制を確保す

るために、コンプライアンスコミッティーの下部組織として公正取引推進委員会を組織し営業部門へのコンプライアンス意識の醸成、教育、予防、リスク管理を行っています。

- 4) 内部通報制度は、内部通報規程により、使用人に法令違反行為に対する通報を義務付けるとともに通報者の権利を保護し、的確な調査・対応が行われる有効性を確保しています。
- 5) 社長直結の組織である内部監査室は、従来の使用人に対する社内監査業務のほかに、内部統制システムを維持していくために、検証しています。
- 6) 当社は、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保します。

⑥ 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社はイワサキグループ・コンプライアンス・プログラムを定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めます。
- 2) 当社は、国内関係会社管理規程及び海外関係会社管理規程を定め、子会社を含む関係会社に関する管理基準を明確化し、関係会社全般管理責任者と各会社を管理する直接管理責任者を置き、子会社を指導・育成することによりイワサキグループの強化、発展を図ります。
- 3) 当社は子会社を含む関係会社に取締役及び監査役を派遣するとともに、重要事項につき当社の承認を求めさせることにより、関係会社における業務の適正を確保することに努めます。
- 4) 当社内部監査室により、定期的に国内関係会社の業務監査を実施し、検証結果を当該社長、監査役に報告すると同時に当社社長、全般・直接管理責任者及び監査役に報告することで業務の適正を確保することに努めます。
- 5) 反社会的勢力には組織全体として毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関係を持たせない体制を整備します。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は当該使用人の設置方法、人数、地位等について決議することとします。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役会において監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを決議した場合、取締役会は当該使用人の報酬または人事異動等について監査役会の意見を尊重し決定することとし、取締役からの独立性を確保します。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 取締役会議事録、TMC議事録、本部長会議議事録、稟議決裁書等全ての重要な決定事項に関する文書は、監査役に閲覧します。
- 2) 取締役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、あるいは内部監査の実施結果については遅滞なく監査役会に報告します。
- 3) 取締役及び使用人は、職務執行に関して全社的に当社及び当社グループに、重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告します。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図っています。
- 2) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、内部監査計画や監査結果等につき、情報交換及び意見の交換を行っています。
- 3) 監査役は、取締役及び使用人との会合を適宜開催し、監査上の重要事項等について意見交換を行っています。
- 4) 監査役は、業務の適正を確保するうえで重要な業務執行の会議（取締役会、TMC、本部長会議など）へ出席します。
- 5) 監査役は、定期的にグループ会社監査役連絡会議を開催し、子会社を含む関係会社の監査役、監査役非設置会社の非常勤取締役を兼務した当社取締役及び内部監査室長と、監査計画や内部監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図ります。

- (5) 会社の支配に関する基本方針
該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
I 流動資産	45,446	I 流動負債	22,176
現金及び預金	15,923	支払手形及び買掛金	12,507
受取手形及び売掛金	16,215	電子記録債務	1,813
有価証券	208	短期借入金	1,130
商品及び製品	6,287	1年内返済予定の長期借入金	2,725
仕掛品	1,839	未払法人税等	409
原材料及び貯蔵品	3,587	未払消費税等	193
繰延税金資産	872	賞与引当金	749
その他	557	クレーム処理引当金	48
貸倒引当金	△46	その他	2,599
II 固定資産	22,027	II 固定負債	22,186
1. 有形固定資産	15,939	社債	2,350
建物及び構築物	3,719	長期借入金	1,890
機械装置及び運搬具	1,478	繰延税金負債	686
工具、器具及び備品	430	再評価に係る繰延税金負債	1,501
土地	10,122	退職給付に係る負債	12,623
リース資産	91	役員退職慰労引当金	223
建設仮勘定	97	資産除去債務	151
2. 無形固定資産	494	その他	2,758
ソフトウェア	279	負債合計	44,362
その他	215	【純資産の部】	
3. 投資その他の資産	5,592	I 株主資本	20,128
投資有価証券	4,450	資本金	8,640
長期貸付金	8	資本剰余金	2,013
繰延税金資産	407	利益剰余金	10,384
その他	903	自己株式	△909
貸倒引当金	△177	II その他の包括利益累計額	1,698
資産合計	67,473	その他有価証券評価差額金	1,167
		土地再評価差額金	2,507
		為替換算調整勘定	△243
		退職給付に係る調整累計額	△1,732
		III 少数株主持分	1,284
		純資産合計	23,110
		負債純資産合計	67,473

連結損益計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで) (単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		57,030
売上原価		40,156
売上総利益		16,874
販売費及び一般管理費		14,437
営業利益		2,437
営業外収益		
受取利息	18	
受取配当金	78	
受取賃貸料	18	
保険配当金	23	
為替差益	22	
その他	103	264
営業外費用		
支払利息	179	
退職給付会計基準変更時差異の処理額	312	
持分法による投資損失	28	
その他	72	592
経常利益		2,109
特別利益		
固定資産売却益	16	
投資有価証券売却益	0	
負ののれん発生益	5	
その他	1	23
特別損失		
固定資産除売却損	45	
減損損失	159	
その他	0	204
税金等調整前当期純利益		1,928
法人税、住民税及び事業税	557	
法人税等調整額	△87	470
少数株主損益調整前当期純利益		1,457
少数株主利益		18
当期純利益		1,439

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剩 余 金	利 益 剩 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
当 期 首 残 高	8,640	6,189	4,739	△908	18,660
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益			1,439		1,439
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩額			29		29
欠 損 填 補		△4,176	4,176		-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△4,176	5,644	△0	1,467
当 期 末 残 高	8,640	2,013	10,384	△909	20,128

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					少 数 株 主 持	純 資 産 計
	そ の 他 の 有 価 証券 評価 差 額	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 関 する 累 計	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	716	2,536	△1,115	-	2,137	1,282	22,081
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益							1,439
自 己 株 式 の 取 得							△0
土地再評価差額金の取崩額							29
欠 損 填 補							-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	450	△29	871	△1,732	△439	2	△437
当 期 変 動 額 合 計	450	△29	871	△1,732	△439	2	1,029
当 期 末 残 高	1,167	2,507	△243	△1,732	1,698	1,284	23,110

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 25社

主要な連結子会社は、事業報告の「1. 企業集団の現況 (3) 重要な親会社および子会社の状況」に記載しているため、省略しております。

なお、前連結会計年度において連結子会社であったテイトデンキ株式会社は、平成25年4月1日付けで当社と合併したため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社の数 該当ありません。
- ・持分法適用の関連会社の数 8社

主要な会社名 LCAホールディングズPT Yリミテッド

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち在外子会社の決算日は12月31日であり、連結決算日との差異が3ヵ月を超えないため、仮決算は行わず連結計算書類を作成しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

総平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 (リース資産を除く) 定率法

ただし、国内会社の建物 (建物附属設備を除く) 及び在外子会社は定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支出に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

なお、在外子会社は設定しておりません。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

ニ. クレーム処理引当金

ランプの不具合による無料点検・交換等に備えるため、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法

会計基準変更時差異（4,684百万円）については、15年による定額法により費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ. その他の工事
工事完成基準

⑥ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

イ. 繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法

為替変動リスクのヘッジについて、振当て処理の要件を充たしている場合には、振当て処理を、また、金利変動リスクのヘッジについて金利スワップの特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

・ 為替予約

・ 金利スワップ

ヘッジ対象

製品輸出による外貨建売上債権、原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

変動金利建ての借入金利息

ハ. ヘッジ方針

内規に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

⑧ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び未認識会計基準変更時差異を退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が12,623百万円計上されるとともに、その他の包括利益累計額が1,732百万円減少しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

担保資産	建物及び構築物	600百万円
	機械装置及び運搬具	490百万円
	土地	2,579百万円
	合計	3,670百万円
担保付債務	1年内返済予定の長期借入金	1,000百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

32,668百万円

(3) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法によって算出した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日

平成12年3月31日

・再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

2,317百万円

(4) 資金調達機の機動性確保を図るため取引銀行5行とコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における借入未実行残高等は次のとおりであります。

融資枠設定金額	1,500百万円
借入実行残高	一百万円
差引借入未実行残高	1,500百万円

なお、本コミットメントライン契約には、次の財務制限条項が付されております。

各年度の決算期及び第2四半期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を168億円以上に維持すること。

4. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループでは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	減損金額
プロジェクト用映像光源生産設備	機械及び装置等	159百万円

当社グループは、事業に供している資産については、事業単位を基準としてグルーピングを行っており、そこに含まれる個別の事業について、事業撤退の決定等があった場合には、その処分予定資産、遊休予定資産について個別物件単位にグルーピングしております。

光応用事業に含まれる映像光源事業において、その主力製品である液晶プロジェクト用ランプは、今後の需要動向に関して持続的な成長拡大を見通すことは困難な状況になったため、当該事業の業績を早期に改善することは難しいものと判断し、平成26年6月末をもってプロジェクト用映像光源事業から撤退することといたしました。当該事業撤退の決定により発生する処分予定資産及び遊休予定資産については、帳簿価格を回収可能価額まで減額し、減損損失159百万円を特別損失に計上いたしました。

なお、回収可能価額は、他への転用又は売却が困難なことから備忘価額としております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末
普通株式	78,219千株	一千株	一千株	78,219千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成26年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

イ. 配当金の総額 148百万円

ロ. 1株当たり配当額 2円

ハ. 基準日 平成26年3月31日

ニ. 効力発生日 平成26年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に照明機器の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を3ヶ月ごとに把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する株式であり、定期的に把握された時価が財務担当役員に報告されております。利息収入目的の債券は、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、社債及び長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁責任者の承認を得て行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注)2を参照ください)。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(イ)現金及び預金	15,923百万円	15,923百万円	－百万円
(ロ)受取手形及び売掛金	16,215	16,215	－
(ハ)有価証券	208	208	－
(ニ)投資有価証券	3,290	3,290	－
資産計	35,638	35,638	－
(ホ)支払手形及び買掛金	12,507	12,507	－
(ヘ)電子記録債務	1,813	1,813	－
(ト)短期借入金	1,130	1,130	－
(チ)社債	2,350	2,345	△4
(リ)長期借入金	4,615	4,642	27
負債計	22,415	22,439	23
デリバティブ取引	－	－	－

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(イ)現金及び預金、(ロ)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(ハ)有価証券及び(ニ)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(ホ)支払手形及び買掛金、(ヘ)電子記録債務、並びに(ト)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(チ)社債

社債の時価については、固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(リ)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載していません(上記(リ)長期借入金を参照ください)。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,053百万円
投資事業有限責任組合出資金	107百万円

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(二)投資有価証券」には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 293円44銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 19円35銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
I 流動資産	30,289	I 流動負債	17,573
現金及び預	7,943	支払手形	3,978
受取手形	2,364	電子記録債	1,813
電子記録債	100	買掛金	7,042
売掛金	12,202	1年内返済予定の長期借入金	2,725
商品及び製品	3,999	リース債	21
仕掛品	401	未払金	857
原材料及び貯蔵品	1,573	未払法人税等	161
前払費用	123	未払消費税等	147
短期貸付金	99	未払費用	126
繰延税金資産	773	前払受取金	21
未収入金	655	賞与引当金	122
その他の金	52	クレーム処理引当金	506
貸倒引当金	5		48
	△5	II 固定負債	18,847
II 固定資産	20,534	社長期借入金	2,350
1. 有形固定資産	13,144	リース債	1,890
建物	2,339	繰延税金負債	42
構築物	69	繰延税金負債	615
機械及び装置	761	再評価に係る繰延税金負債	1,501
車両運搬具	5	退職給付引当金	9,671
工具、器具及び備品	264	役員退職慰労引当金	223
土地	9,618	関係会社事業損失引当金	14
建設仮勘定	87	長期預り保証金	2,345
2. 無形固定資産	352	資産除去債	143
ソフトウェア	261	その他の	48
電話加入資産	29	負債合計	36,420
リース資産	61	【純資産の部】	
3. 投資その他の資産	7,037	I 株主資本	10,754
投資有価証券	3,419	資本	8,640
関係会社株	2,565	資本剰余金	1,909
出資金	51	資本準備金	1,909
関係会社出資	779	利益剰余金	1,114
長期貸付金	6	その他の利益剰余金	1,114
長期前払費用	0	繰越利益剰余金	1,114
敷金及び保証金	253	自己株式	△909
破産更生債権	11	II 評価・換算差額等	3,647
貸倒引当金	△51	その他有価証券評価差額金	1,140
資産合計	50,823	土地再評価差額金	2,507
		純資産合計	14,402
		負債純資産合計	50,823

損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで) (単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		46,586
売上原価		35,437
売上総利益		11,148
販売費及び一般管理費		9,689
営業利益		1,459
営業外収益		
受取利息	8	
受取配当金	296	
受取賃貸料	167	
保険配当金	22	
為替差益	35	
その他	73	604
営業外費用		
支払利息	141	
社債利息	20	
貸与資産減価償却費	105	
退職給付会計基準変更時差異の処理額	308	
その他	44	620
経常利益		1,443
特別利益		
投資有価証券売却益	0	
その他	1	2
特別損失		
固定資産除売却損	29	
関係会社株式評価損	11	
減損損失	146	
抱合せ株式消滅差損	25	214
税引前当期純利益		1,231
法人税、住民税及び事業税	185	
法人税等調整額	△39	146
当期純利益		1,085

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本												
	資本金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金				自 株	己 式	株 資 合	主 本 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	土 地 圧 積 立 金	繰 上 利 剰 余 金	越 越 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計				
当 期 首 残 高	8,640	6,085	—	6,085	184	△4,361	△4,176	△908	9,641				
当 期 変 動 額													
当 期 純 利 益						1,085	1,085		1,085			1,085	
自 己 株 式 の 取 得								△0	△0			△0	
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩 額							29		29			29	
土 地 圧 縮 積 立 金 の 取 崩					△184	184	—		—			—	
資 本 準 備 金 の 取 崩	△4,176	4,176	—	—								—	
欠 損 填 補			△4,176	△4,176		4,176	4,176					—	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)													
当 期 変 動 額 合 計	—	△4,176	—	△4,176	△184	5,475	5,291	△0	1,113			1,113	
当 期 末 残 高	8,640	1,909	—	1,909	—	1,114	1,114	△909	10,754			10,754	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 額	土 地 再 評 価 額	地 価 金	評 価 ・ 換 算 差 額	
当 期 首 残 高	702	2,536	3,239	12,880	
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益				1,085	
自 己 株 式 の 取 得				△0	
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩 額				29	
土 地 圧 縮 積 立 金 の 取 崩				—	
資 本 準 備 金 の 取 崩				—	
欠 損 填 補				—	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	437	△29	408	408	
当 期 変 動 額 合 計	437	△29	408	1,522	
当 期 末 残 高	1,140	2,507	3,647	14,402	

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

総平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法

ただし、建物(建物附属設備を除く)は定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法

耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長期前払費用 定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支出に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法

会計基準変更時差異（4,630百万円）については、15年による定額法により費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 関係会社事業損失引当金

業績不振の関係会社等への今後の支援に伴う損失に備えるため対象会社の財政状態及び経営成績を勘案して必要な額を引当計上しております。

⑥ クレーム処理引当金

ランプの不具合による無料点検・交換等に備えるため、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ. 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ. その他の工事
工事完成基準

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① 繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法

為替変動リスクのヘッジについて、振当て処理の要件を充たしている場合には、振当て処理を、また、金利変動リスクのヘッジについて金利スワップの特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- | | |
|--|---|
| <p>ヘッジ手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 為替予約 ・ 金利スワップ <p>③ ヘッジ方針</p> | <p>ヘッジ対象</p> <p>製品輸出による外貨建売上債権、原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引</p> <p>変動金利建ての借入金利息</p> <p>内規に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。</p> |
|--|---|
- (7) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

担保資産	建物	600百万円
	機械及び装置	490百万円
	土地	2,579百万円
	合計	3,670百万円

担保付債務 1年内返済予定の長期借入金 1,000百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 20,047百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	4,132百万円
短期金銭債務	3,839百万円

(4) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法によって算出した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日 平成12年3月31日

・再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

2,317百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	7,321百万円
② 仕入高	14,567百万円
③ 営業取引以外の取引高	2,236百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式	3,835千株	3千株	一千株	3,839千株

(注) 自己株式の株式数の増加は単元未満株式の買取りによるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	115百万円
投資有価証券評価損	92百万円
関係会社事業損失引当金繰入額	4百万円
繰越欠損金	1,342百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	3,443百万円
役員退職慰労引当金繰入額	79百万円
その他	617百万円
繰延税金資産小計	5,695百万円
評価性引当額	5,040百万円
繰延税金資産合計	655百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△605百万円
その他	△10百万円
繰延税金負債合計	△615百万円
繰延税金資産（負債）の純額	39百万円

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	655百万円
固定負債－繰延税金負債	△615百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来
の38.0%から35.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は44
百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額	7百万円
(2) 事業年度の末日における減価償却累計額相当額	7百万円
(3) 事業年度の末日における未経過リース料相当額	
1年内	0百万円
1年超	－百万円
合計	0百万円

(注) 取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(4) 上記のほか、当該リース物件に係る重要な事項	
支払リース料	0百万円
減価償却費相当額	0百万円

(5) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法によっております。

(6) 当事業年度において、リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社アイ・ライティング・システム	所有 直接60.0%	当社照明機器の一部を製造 役員の兼任	原材料の購入 (注)1	4,444	買掛金	2,541
子会社	アイグラフィックス株式会社	所有 直接83.8% 間接12.0%	当社印刷製版機器 他の一部を販売 役員の兼任	製品の販売 (注)1	3,614	受取手形 売掛金	18 2,340
子会社	株式会社つくばイワサキ	所有 直接65.6% 間接34.4%	当社照明機器の一部を製造 役員の兼任	原材料の購入 (注)1	6,343	買掛金	591
子会社	株式会社関越イワサキ	所有 直接43.3% 間接56.7%	当社照明機器の一部を製造 役員の兼任	固定資産賃 貸料の受取 (注)2	65	—	—
				資金の貸付 (注)3	620	短期貸付 金	570
				利息の受取 (注)3	3	—	—

取引の条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 製品の販売及び原材料の購入については、市場価格を勘案して毎期交渉の上、決定しております。
- (注) 2. 固定資産の賃貸料については、減価償却費等の経費を勘案して決定しております。
- (注) 3. 資金の貸付については、市場金利及び取引条件等を勘案して利率を合理的に決定しており、事業の運転資金として当社より直接貸付けております。
- (注) 4. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 193円64銭
- (2) 1株当たり当期純利益 14円60銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月16日

岩崎電気株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河野 明 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 江見睦生 ㊞

指定有限責任社員
業務執行役員 公認会計士 鹿島寿郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岩崎電気株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岩崎電気株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月16日

岩崎電気株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 河野 明 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 江見睦生 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鹿島寿郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岩崎電気株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び内部監査部門並びに新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、会社計算規則第131条各号に掲げる会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月19日

岩崎電気株式会社 監査役会

常勤監査役 山内則明 ㊟

常勤監査役 合間一衛 ㊟

社外監査役 山城興英 ㊟

社外監査役 山崎正之 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、業績の改善ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金2円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は148,760,234円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成26年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

役付取締役の構成に関する事項について、当社の現状の経営体制に合わせた見直しを行うため、現行定款第23条（代表取締役および役付取締役）を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="173 602 515 629">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="99 679 428 706">（代表取締役および役付取締役）</p> <p data-bbox="99 718 346 744">第23条 （条文省略）</p> <p data-bbox="145 765 575 934">2. 取締役会の決議によって、<u>取締役会長、取締役副会長</u>および取締役社長各1名ならびに<u>取締役副社長、専務取締役</u>および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p data-bbox="693 602 1035 629">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="618 679 947 706">（代表取締役および役付取締役）</p> <p data-bbox="618 718 888 744">第23条 （現行どおり）</p> <p data-bbox="664 765 1082 899">2. 取締役会の決議によって、<u>取締役会長</u>および取締役社長各1名ならびに<u>専務取締役</u>および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

本總會終結の時をもって取締役全員（7名）が任期満了となりますので、経営体制の効率化を図るため1名減員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
1	わた なべ ふん や 渡 邊 文 矢 (昭和23年2月10日生)	昭和45年4月 当社入社 平成10年4月 当社光源事業部生産技術部長 平成14年5月 当社光源事業部H I Dランプ部長 平成15年6月 当社取締役光源事業部長 平成19年7月 当社取締役光源事業担当 兼 製造本部長 平成20年6月 当社常務取締役製造本部長 平成21年4月 当社常務取締役 平成22年4月 当社代表取締役社長（現任）	52,000株
2	ふじ い ひで や 藤 井 英 哉 (昭和32年3月28日生)	昭和54年4月 当社入社 平成19年7月 当社照明事業企画部長 平成21年4月 当社国内営業部統括部長 平成22年6月 当社取締役国内営業部統括部長 平成23年5月 当社取締役国内営業部統括部長 兼 株式会社アイワン代表取締役社長 平成24年4月 当社取締役 営業担当 兼 照明事業戦略本部長 兼 株式会社アイワン代表取締役社長 平成25年4月 当社取締役 照明事業戦略本部・総務部担当 兼 株式会社アイワン代表取締役社長 平成26年4月 当社取締役 照明事業戦略本部・総務部担当 兼 株式会社アイワン代表取締役社長 兼 MIK Smart Lighting Network 株式会社 監査役（非常勤）（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社アイワン 代表取締役社長 MIK Smart Lighting Network 株式会社 監査役（非常勤）	23,000株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式数
3	きだ よし まさ 木田喜正 (昭和31年9月7日生)	昭和55年4月 当社入社 平成14年10月 当社国内営業事業部第一営業部 さいたま営業所第一営業課長 平成17年4月 当社国内営業事業部北関東ブロック さいたま営業所長 平成20年6月 当社営業本部営業統括部長 平成21年4月 当社国内営業部部長 平成23年6月 当社取締役 兼 国内営業部部長 平成24年4月 当社取締役 国内営業本部長 平成24年6月 当社取締役執行役員 国内営業本部長 平成25年12月 当社取締役執行役員 国内営業本部 長 兼 株式会社ライトキューブ代表 取締役社長 平成26年4月 当社取締役執行役員 国内営業本部長 (現任)	20,000株
4	さおと め かず お 五月女和男 (昭和33年7月23日生)	昭和52年4月 当社入社 平成9年4月 当社経営管理部 情報システムグループ長 平成17年4月 当社経営企画室経営管理部長 平成19年4月 当社製造統括部長 平成22年8月 当社製造統括部長 兼 株式会社つく ばイワサキ代表取締役社長 平成23年6月 株式会社つくばイワサキ 代表取締 役社長 平成23年6月 当社取締役 兼 株式会社つくばイワ サキ代表取締役社長 平成24年4月 当社取締役 製造統括本部長 兼 株 式会社つくばイワサキ 代表取締役 社長 平成24年5月 当社取締役 製造統括本部長 平成24年6月 当社取締役執行役員 製造統括本部長 平成25年4月 当社取締役執行役員 製造統括本部長 兼 埼玉製作所長 (現任)	13,000株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式数
5	かとうまさのり 加藤昌範 (昭和34年10月19日生)	昭和58年4月 株式会社第一勧業銀行 入行 平成2年6月 株式会社第一勧業銀行 企画部企画 グループ部長補佐 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 内幸町営業第五部次長 平成21年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 国際審査部長 平成23年6月 当社 国際営業部部长 平成24年4月 当社 財務経理部部长 平成25年4月 当社 管理本部部长 平成25年6月 当社取締役 管理本部部长 (現任)	3,000株
6	たかすとしはる 高須利治 (昭和22年2月12日生)	昭和44年4月 トヨタ自動車工業株式会社 入社 平成7年1月 トヨタ自動車株式会社 高岡第2 総組立部部长 平成14年5月 トヨタモーターマニュファクチャリング フランス株式会社代表取締役社長 平成18年4月 関東自動車工業株式会社顧問 平成18年6月 関東自動車工業株式会社専務取締役 平成22年6月 関東自動車工業株式会社 (現トヨタ自動 車東日本株式会社) 顧問 (非常勤) 平成24年6月 当社取締役 (現任)	3,000株

- (注) 1. 取締役候補者 藤井英哉氏は当社グループ向け代理業務を行っている株式会社アイワンの代表取締役社長を兼務しており、また平成26年4月にスマートビルおよびスマートシティ用照明設備の開発等を目的としてミネバア株式会社ならびにコイズミ照明株式会社との共同出資により設立したMIK Smart Lighting Network株式会社の非常勤監査役を兼務しております。
2. 取締役候補者 高須利治氏は社外取締役候補者であります。
3. 取締役候補者 高須利治氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、また当社から独立した立場にあり、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
なお、同氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 取締役候補者 高須利治氏の当社社外取締役就任期間は本株主総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は取締役候補者 高須利治氏との間で会社法第423条第1項に関する責任について、定款第29条により損害賠償責任の限度額を法令が定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 株式数
なかすりょうへい 中須良平 (昭和17年11月3日生)	平成7年6月 株式会社第一勧業銀行取締役営業第一部長 平成8年6月 プリマハム株式会社常務取締役 平成11年6月 プリマハム株式会社専務取締役 平成17年6月 当社監査役 平成23年6月 当社監査役退任	2,000株

- (注) 1. 上記の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中須良平氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 中須良平氏は、当社監査役として6年の経験があり、経営に関する高い見識を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。

第5号議案 役員退職慰労金支給の件

当社は経営改革の一環として、取締役および監査役の報酬体系を見直し、平成17年6月開催の第90回定時株主総会終結の時をもって退職慰労金制度を廃止しておりますが、慰労金支給対象者である以下の10名について、同制度廃止時までのそれぞれ在任期間中の功労に報いるため、当社所定の基準に基づき、総額2億2,326万円の退職慰労金を支給することといたしたく存じます。

また、その具体的金額、支給の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

なお、慰労金支給対象者である10名のうち8名については退任済みですが、これは、当社が平成21年6月開催の第94回定時株主総会以降、業績悪化等を理由に、当該慰労金支給対象者に対する退職慰労金の支給について付議することを控えていたことによります。

また、支給する役員退職慰労金の総額は役員退職慰労引当金として計上済みであり、当該慰労金の支給は当社損益に影響を与えるものではございません。

支給対象者の氏名および略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
た ざき あき お 夫 田 崎 昭 夫	平成2年2月 当社取締役 平成4年2月 当社常務取締役 平成10年6月 当社専務取締役 平成13年6月 当社取締役副社長 平成14年6月 当社代表取締役社長 平成18年6月 当社代表取締役会長 平成20年6月 当社取締役相談役 平成21年6月 当社取締役相談役 退任
ば ば つね お 男 馬 場 恒 男	平成12年6月 当社取締役 平成15年6月 当社常務取締役 平成19年6月 当社専務取締役 平成21年6月 当社専務取締役 退任
さ とう とし ふみ 佐 藤 俊 文	平成15年6月 当社取締役 平成21年6月 当社取締役 退任

氏 名	略 歴
くま さか たか お 熊 坂 隆 雄	平成12年 6 月 当社取締役 平成15年 6 月 当社常務取締役 平成18年 6 月 当社代表取締役社長 平成22年 4 月 当社取締役相談役 平成22年 6 月 当社取締役相談役 退任
かわ い ひろし 川 井 博	平成16年 6 月 当社取締役 平成20年 6 月 当社常務取締役 平成22年 6 月 当社常務取締役 退任
たかはし ぜん たろう 高橋善太郎	平成15年 6 月 当社取締役 平成20年 6 月 当社常務取締役 平成23年 6 月 当社常務取締役 退任
ふじ た ひろ ゆき 藤 田 裕 幸	平成16年 6 月 当社取締役 平成23年 6 月 当社取締役 退任
ひょう どう ひろ かず 兵 頭 宏 和	平成11年 6 月 当社監査役 平成25年 6 月 当社監査役 退任
わた なべ ぶん や 渡 邊 文 矢	平成15年 6 月 当社取締役 平成20年 6 月 当社常務取締役 平成22年 4 月 当社代表取締役社長（現任）
やま うち のり あき 山 内 則 明	平成14年 6 月 当社取締役 平成20年 6 月 当社常務取締役 平成23年 6 月 当社監査役（現任）

注) 会社法施行規則第82条第2項および第84条第2項に基づき、当社は支給金額が一義的に算出できる役員退職慰労金算定基準(内規)を定めており、これを株主各位の閲覧に供しております。

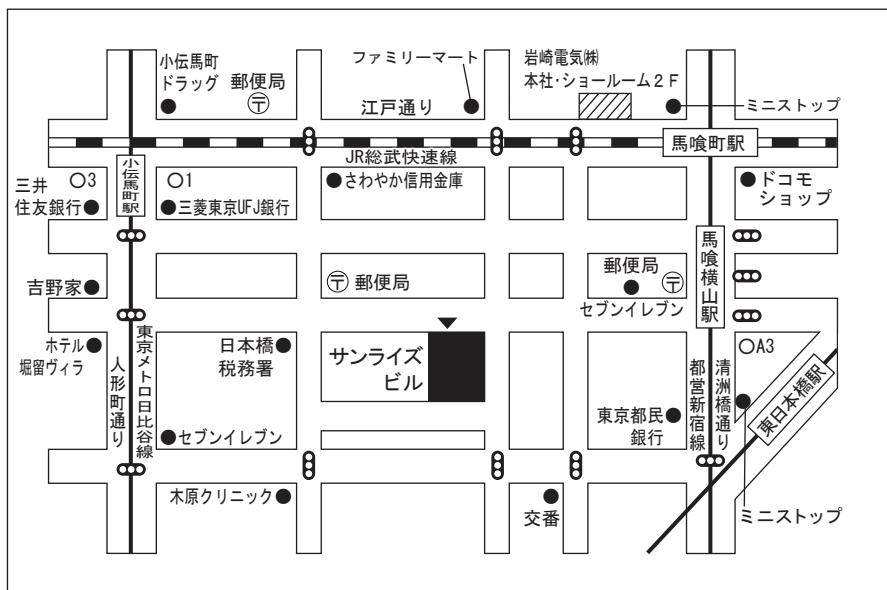
以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋富沢町11番12号
サンライズビル 3階コンベンションホール



アクセス

- 都営新宿線「馬喰横山駅」より徒歩約3分 (○出口A3)
- 都営浅草線「東日本橋駅」及びJR総武快速線「馬喰町駅」より徒歩約4分 (地下道を利用し、都営新宿線方面の○出口A3が便利です)
- 東京メトロ日比谷線「小伝馬町駅」より徒歩約4分 (○出口1・3)

※ 会場には駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。